

北中城村字荻道・大城地区空家・空地活用検討業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業目的

本業務は、北中城村字荻道・大城地区内における空家等について実態を把握し、その利活用の促進することで地域住民の良好な生活環境の保全を図るとともに、歴史的風致維持向上推進計画と連携した歴史文化財周辺の良い環境形成に資することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 業務名称

北中城村字荻道・大城地区空家・空地活用検討業務

(2) 業務内容

別紙「北中城村字荻道・大城地区空家・空地活用検討業務 仕様書」（以下「調査業務仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務要件

別紙「調査業務仕様書」のとおりとする。

(4) 提案上限額

2,420,000 円（消費税及び地方消費税含む）※この金額は企画提案上限額である。

(5) 事業者選定方式

公募型プロポーザルによる事業者選定

(6) 契約手法及び形態契約

随意契約による業務委託契約

(7) 契約期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日（金）

3. 参加要件

本公募への応募者(以下「提案事業者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 沖縄県内に本店若しくは支店又は営業所がある法人であること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)又はプライバシーマーク(P マーク)のいずれかを取得していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 国又は地方公共団体が発注する沖縄県内の業務に関して競争入札参加有資格者指名停止又は除外の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 市区町村税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条及び北中城村暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益とな

る活動を行う団体でないこと。

- (8) 沖縄県内の自治体において、過去3年以内に同種又は類似(空家等実態調査、空家等台帳作成等)の業務に関する受託実績を有すること。

4. スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| (1) 公募案内 | : 令和8年8月17日(月) 本村 HP にて公開 |
| (3) 質問受付期限 | : 8月17日(月) ~ 8月24日(月) 15:00 まで |
| (4) 質問回答日 | : 8月27日(木) 本村 HP にて公開 ※予定 |
| (6) 参加表明書及び企画提案書の受付 | : 8月17日(月) ~ 9月2日(水) 15:00 まで |
| (5) 一次審査結果通知 | : 9月9日(木) ※予定 |
| (7) 二次審査 | : 9月15日(火) 午後 ※予定 |
| (8) 最終結果通知 | : 9月18日(金) ※予定 |
| (9) 業務内容協議、見積期間 | : 9月24日(木) ~ 9月30日(水) 委託契約候補者 ※予定 |
| (10) 随意契約締結 | : 9月30日(水) 以降 ※予定 |

5. 参加表明及び企画提案書等の提出

- (1) 提出期限: 令和8年9月2日(水) 15:00 まで
- (2) 提出書類: 「6. 提出書類一覧」に定める書類一式
- (3) 提出方法: 「13. 事務局」の建設課都市計画係に直接提出すること。

6. 提出書類一覧

提出書類については、代表者印を押印し提出することとする。

- (1) 様式1「参加表明書」
- (2) 様式2「会社概要」
- (3) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証もしくはPマーク取得証の写し
- (4) 様式3「業務実績証明書」: 沖縄県内の自治体において、過去3年以内に同種(空家等実態調査、空家等台帳作成等)の業務に関する受託実績を記載すること。
- (5) 商業登記簿謄本(商業登記事項証明書)(写しでも可)
- (6) 納税証明書等: 市区町村税を滞納していない証明(納税証明書等)を提出すること。
- (7) 直近の財務諸表
- (7) 様式4「企画提案提出鑑」
- (2) 企画提案書(A4縦 指定様式なし): 提案書は、別紙「業務仕様書」に定める要件に基づき、A4縦にて作成すること。A4以外のサイズを用いる場合は、A4サイズに折りたたむこと。
- (3) 積算見積書(A4縦 指定様式なし)
- ① 宛名は「北中城村長」とする。
- ② 積算見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む)を別々に記載し、更にそれらの合計金額を明記することとする。
- ③ 積算見積書の提案上限額は2,420,000円(消費税及び地方消費税含む)とし、提案上限額を超える

見積金額であった場合は失格とする。

- ④ 別紙「調査業務仕様書」に記載している業務に必要な費用を見積もることとし、直接経費、直接人件費及びその他原価等の項目について内訳を記載することとする。

※提出書類一覧表及び提出部数

No	提出書類	部数
1	参加表明書（様式 1）	1 部
2	企業概要（任意様式 A4 版）	1 部
3	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証もしくは P マーク 取得証の写し	1 部
4	納税証明書等（滞納のない証明書）	1 部
5	業務実績証明書（様式 3）	1 部
6	商業登記簿謄本	1 部
7	直近の財務諸表	1 部
8	企画提案提出鑑（様式 4）	1 部
9	企画提案書（A4 縦 両面印刷 指定様式なし）	7 部（正 1 部・副 6 部）
10	積算見積書（A4 縦 指定様式なし）	7 部（正 1 部・副 6 部）

7. 質問及び回答

本公募型プロポーザル実施要領及び調査業務仕様書等に関する質問がある場合は、様式 5「質問書」を次の通り提出することとする。なお、審査基準等に関する質問については受け付けないこととする。

- (1) 質問期限：令和 8 年 8 月 24 日（月） 15：00 必着
- (2) 質問方法：様式 5「質問書」を「13 事務局」宛に電子メールにて問い合わせする。
- (3) 回答：令和 8 年 8 月 27 日（木）までに北中城村公式 HP にて回答する。

※電話及び口頭による照会対応は行わない。

8. 参加の辞退

提案書類の提出後参加を辞退する場合は、二次審査日前までに様式 6「参加辞退届」に署名押印し提出することとする。

9. 提案の無効

次の項目の一つにでも該当する場合は、その提案事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案見積額が提案上限額を超えているとき。
- (2) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (3) 所定の日時及び場所に、提案に係る書類の提出をしないとき。
- (4) 一つの提案事業者が複数申請したとき。
- (5) 提案に関して不正行為があったとき。又は二次審査を欠席したとき。

- (6) 積算見積書の日付、金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字について誤字脱字があるとき。
 或いは認識し難い見積り、又は金額を訂正した見積りをしたとき。
- (7) その他、本提案に関する条件に違反したとき。

10. 審査評価及び選定に関する事項

審査評価は、本村内部の北中城村字荻道・大城地区空家・空地利活用検討業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が下記に基づき実施する。

(1) 審査区分及び審査評価方法

審査は「業務実施能力」、「業務提案内容」及び「総合評価」の3区分で実施するものとする。下記「審査評価基準」に沿って提出された企画提案書等の内容審査とプレゼンテーションによる審査評価を審査委員会の審査委員により評価を行う。評点は100点満点とし、審査評価基準における配点は次のとおりとする。なお、最低評価基準点については60点以上とし、最低評価基準点を満たさない提案事業者は原則選定しないものとする。

- ① 業務実施能力 【配点：15点】
- ② 業務提案内容 【配点：60点】
- ③ 総合評価 【配点：25点】

【審査評価基準】

審査評価基準	審査評価項目	審査評価の視点	評点
業務実施能力	安定運営能力	・安定して継続できる経営基盤や経営能力を備えているか評価する。	5
	業務実績	・過去3年以内に同種又は類似業務の受託実績について評価する。	5
	実施体制	・統括責任者及び担当者の業務執行体制が明確か評価する。 ・個人情報（所有者情報等）の適正な管理体制（ISMS/Pマーク等に基づく）が万全か評価する。	5
業務提案内容	業務計画	・契約締結から成果品提出までのスケジュールは、現実的かつ確実な工程となっているか評価する。	10
	提案能力	・事業目的（歴史的風致維持向上推進計画との連携など）を深く理解した上での提案となっているか評価する。	10
	調査対象把握	・全踏調査にあたっての効率的な抽出・把握方法に工夫があるか。 ・保有情報や公開情報を活用した、精度の高い調査を期待できるか評価する。	10
	調査方法	・外観目視調査や、所有者意向調査（アンケートの回収率向上への工夫等）において、効果的かつ円滑な手法が示されているか評価する。	15
	調査結果分析及び成果品	・ランク付け（A～D）の判定基準や、GISデータベース・個票・分布図の作成において、実務に使いやすい工夫や解析手法が具	15

		体的に示されているか評価する。	
総合評価	業務支援能力及び独自提案	・北中城村の現状や課題を踏まえ、将来的な空家・空地活用に繋がる有効な独自提案（付加価値）があるか評価する。 ・調査業務仕様書以外に本村にとって有効な独自提案があるか評価する。	20
	プレゼンテーション及び質疑応答	・わかりやすく説明するなど、プレゼン全体を通して熱意や意欲が感じられ、質問に対する回答が的確であるか評価する。	5
合計得点（評点）		100	

(2) 一次審査

提案事業者が多い場合は、書類選考による一次審査を行う。上位3者程度を二次審査(プレゼンテーション)対象として選定する。なお、一次審査評価結果は、令和8年9月2日(水)（※予定）までに通知する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

- ① 期日：令和8年9月15日(火) ※時間については別途通知する。
- ② 場所：北中城村役場 第二庁舎4階会議室（予定）
- ③ 順番：企画提案書提出の受付順とする。
- ④ 時間：1 提案事業者あたり20分程度とする。（プレゼン15分以内、質疑応答5分以内）
- ⑤ 内容：プロジェクター等を使用した説明を可とするが、プレゼン時の追加資料等は認めない。
- ⑥ 説明者：説明者は3名までとし、本業務に配置する統括責任者及び担当で構成すること。
- ⑦ 備品等：プロジェクター、スクリーン、コンセントについては事務局の備品利用を可とする。それ以外は事業者側で用意すること。

11. 審査評価結果の通知

一次審査評価の結果は、選定結果の可否のみを全提案事業者に書面又はメールにて通知する。二次審査評価の審査結果については、令和8年9月18日(金)（※予定）までに決定し、二次審査を行った全提案事業者に通知する。通知は優先交渉権者及び次点交渉権者の決定通知のみとし、各審査評価区分の評価等は公開しないものとする。また、審査結果に関する問い合わせは行わないものとする。

12. 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。なお協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

13. 書類提出事務局（問い合わせ先）

〒901-2392 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426 番地
北中城村役場 建設課

電話： 098-935-2268

メール： toshi-keikaku@vill.kitanakagusuku.lg.jp